

# 新型コロナウイルス

～相談・受診のめやす～

体調不良を感じたら

- ①学校や仕事を休み、外出を控え家で安静にしましょう
- ②毎日体温を測り記録しましょう

風邪症状や 37.5℃以上の  
発熱がある

または

強いだるさや  
息苦しさがある

4日以上  
続いている

- ・65歳以上の方
  - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患  
など持病がある方
  - ・透析を受けている方
  - ・免疫抑制剤や抗がん剤を使用  
している方
  - ・妊婦の方  
で、上記の症状が
- 2日程度続いている

最新情報は  
HPでご確認を!



南部保健所に電話でご相談を!  
☎098-889-6591

※感染が疑われるときは、医療機関を受診する前にはまず南部保健所へ電話しましょう。  
※病院を受診する際はマスクを着用し、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いいたします。

まずはこちらにご相談を!  
新型コロナウイルス相談窓口

上記には当てはまらないけれど、発熱やせきなど何らかの症状がある場合は、自宅で安静にして様子を見るか、かかりつけ医に相談・受診しましょう。またはこちらにご相談を!

☎098-866-2129  
(24時間対応)



# 令和2年6月7日(日)は 沖縄県議会議員選挙の投票日です!



## 期日前投票(不在者投票)

期 間 令和2年5月30日(土)～6月6日(土)  
時 間 8:30～20:00  
場 所 西原町役場 町民ギャラリー

期日前投票最終日の6月6日は混雑が予想されます。  
新型コロナウイルス感染症予防対策のためにも、お早めに期日前投票をお願いします。

【お問い合わせ】 西原町選挙管理委員会 明るい選挙推進協議会 ☎098-945-5011

## 令和2年国勢調査 調査員募集



10月1日を調査期日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。調査業務に理解と誠意を持って携わっていただける国勢調査員を募集しています。

### 主な仕事内容

- ①調査員説明会への出席
- ②担当地域の確認と調査書類の作成
- ③調査票の配布および記入依頼
- ④調査票の回収および記入内容の確認
- ⑤調査書類の整理と提出

### 応募要件

- 20歳以上の健康な方で、警察や選挙に直接関係のない方
- 調査内容についての秘密を保持でき、責任を持って調査事務を遂行できる方
- 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

### 任命期間

8月下旬～10月下旬の2か月間  
報酬 ※調査世帯数により変動します。  
1調査区(40～80世帯)約3万5千円  
2調査区(80～160世帯)約7万円

### 申込方法

国勢調査員登録申込書を企画財政課統計係まで提出してください。  
申込書は企画財政課で受け取るか、または西原町HPからもダウンロード可能です。

【お問い合わせ】 企画財政課 統計係 ☎098-945-4533

初めての方も  
どうぞお気軽に  
お問い合わせ  
ください!

## 西原町在住の高校生集まれ～!!

## NS<sup>2</sup>BP新メンバー募集!!

商品開発・特産品販売・演劇・県外研修  
などで西原町を元気に!

ソーシャルビジネスを学びながら「各地の学生との交流」、「まちづくり」に参加することができます。詳しくは西原町HPでご確認ください。



### 応募方法

下記までお電話にてお申し込みください

【お問い合わせ】  
産業観光課 商工観光係 ☎098-945-4540  
Fax 098-945-4580



## 軽自動車の減免申請をお忘れなく! 減免申請期限 6月1日(月)

身体に障がいのある方が運転する軽自動車等、または身体障がい者等の通院・通学等のために、その方と生計を同一にする方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障がい者1人につき1台に限りです。

### 申請に必要なもの

- ・減免申請書・納税通知書・印鑑・身体障害者手帳等の写し
  - ・運転者の運転免許証の写し・車検証の写し
  - ・納税義務者本人のマイナンバーカードまたは「通知カード+顔写真付き身分証明書」のいずれか
- ※本人確認ができない場合、減免が受けられません。  
※法人が申請する場合は、車両構造の確認できる写真等、運行日誌等の添付が必要になります。

【お問い合わせ】 総務部 税務課 町県民税係  
☎098-945-4729

## 給食費の納期限日に変更があります

令和2年度から町立幼稚園及び小中学校の給食費の納期限日が下記のとおり変更になります。

種 目	納期限日(口座振替日)											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学校給食費	6月10日 (水)	7月10日 (金)	8月11日 (火)	9月10日 (木)	10月10日 (月)	11月10日 (火)	12月10日 (木)	1月12日 (火)	2月10日 (水)	3月10日 (水)	4月12日 (月)	

納付書払いの方は「納入通知書兼領収証書」、口座振替の方は「口座振替通知」を5月下旬に学校を通して配布します。  
なお、就学援助の申請を行う場合、認定可否の決定までの間学校給食費の納付が猶予されます。